

# おおいずみ教育大綱（案）

【大泉町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱】

平成28年 月

大 泉 町

# 目 次

|    |                |   |
|----|----------------|---|
| 第1 | 大綱策定の基本的な考え方   | 1 |
| 1  | 策定の趣旨          |   |
| 2  | 大綱の根拠          |   |
| 3  | 大綱の期間          |   |
| 4  | 大綱の位置づけ        |   |
| 第2 | 大綱の基本目標        | 2 |
| 第3 | 大泉町の教育施策が目指す方向 |   |
| 1  | 学校教育の充実        |   |
|    | （1）幼児教育の充実     |   |
|    | （2）教育指導の充実     |   |
|    | （3）教育環境の充実     |   |
| 2  | 生涯学習の充実        | 3 |
|    | （1）生涯学習の推進     |   |
|    | （2）青少年健全育成の推進  |   |
|    | （3）人権教育の推進     |   |
| 3  | スポーツ・文化の振興     | 4 |
|    | （1）スポーツの振興     |   |
|    | （2）文化の振興       |   |
|    | （3）文化財の保護と活用   |   |

## 第1 大綱策定の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

大泉町は、昭和52年4月に制定された「大泉町民憲章」を町民それぞれが実践し、「活力あり、やすらぎのある、住みたい町」に向けて、町民運動を展開しています。

平成23年度からスタートした第五次大泉町総合計画は、町づくりの基本的な指針であり、前期計画の検証と見直しを受けて、今年度は後期基本計画（4年）の初年度にあたり、「みんなで考え、みんなで進めるまちづくり」を基本理念と位置づけて町づくりを推進しております。

「町づくり」は「人づくり」であると言われます。町づくりの根幹は、町の将来を担う「人づくり」であり、このような人材の育成に「教育」は不可欠なものです。本町では、生涯にわたる様々な学びを通じて、めまぐるしく変化し、多様化する時代を、広い視野と確かな目で展望し、たくましく生き抜く力を持った人材の育成・教育をめざしております。

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行され、本町においても新たに「教育に関する大綱」を策定することとなりました。これにより「おおいずみ教育大綱」を策定し、大泉町の教育の新たな指針といたします。

### 2 大綱の根拠

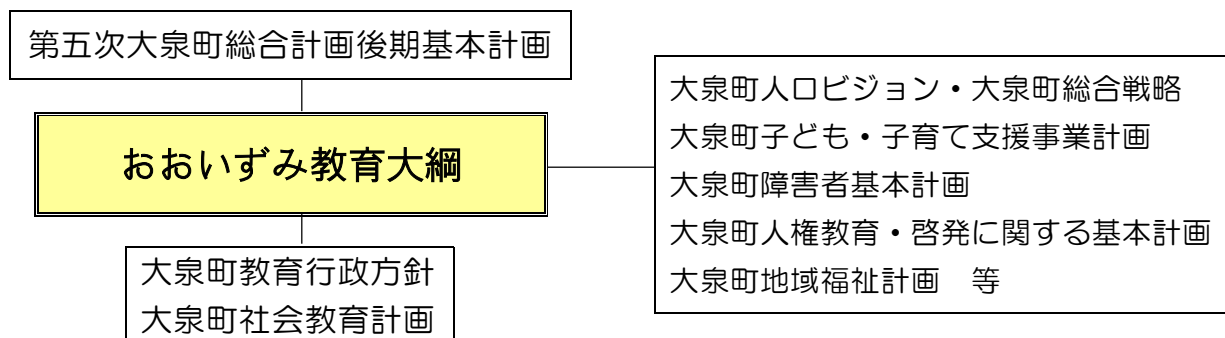
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。この法律第1条の3の規定に基づき、大泉町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

### 3 大綱の期間

平成27年度から平成30年度の期間とします。

### 4 大綱の位置づけ

本大綱は、「第五次大泉町総合計画後期基本計画」を上位計画とし、町教育委員会の単年度計画である「大泉町教育行政方針」、「大泉町社会教育計画」及び本町のその他の関連計画との整合性を図り策定しました。



## 第2 大綱の基本目標

あいさつ、意欲、学び合い、地域を担うひとづくり

## 第3 大泉町の教育施策が目指す方向

### 1 学校教育の充実

義務教育期は、生涯にわたる学びを継続していく、その基礎を培う時期であり、子どもたちの確かな基礎学力の習得と、豊かな心、健やかな身体の育成を目指します。

本町には多くの外国籍の方が生活し、小・中学校に多くの外国籍児童生徒が在籍しておりますが、これらの子どもたちについては、近年、国籍の多様化が顕著です。こうした児童生徒に対し、充実した日本語指導や生活指導を行っていくことは急務であり、この課題を克服することが、学力の向上のみならず、将来のよりよい共生に繋がるものと思われます。

また、潜在化・深刻化するいじめ・不登校の問題については、マニュアルを活用した組織的な対応に努めることはもとより、教職員が子どもたちひとりひとりと向き合い、温かい人間関係・信頼関係を育むなかで、関係機関とも連携し、未然防止や早期発見・早期解決に努めます。

将来を担う子どもたちは、確かな学力と併せ、たくましい社会性を身につけることも大切です。そのために学校が地域や家庭と連携する体制を今後も継続し、子どもたちを社会全体で育む体制をより緊密・強固なものといたします。

#### (1) 幼児教育の充実

子ども・子育て支援新制度のもと、幼稚園への就園を奨励するとともに、私立幼稚園独自の特色ある教育方針を尊重しながら、幼児教育の充実と振興の支援に努めます。

#### (2) 教育指導の充実

教職員の指導力を向上させるとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、地域に開かれた学校づくり、家庭や地域と緊密に連携する体制づくりに努めます。

#### (3) 教育環境の充実

子どもたちがより快適で安全な環境で学べるよう、学校施設の整備を行うとともに、時代に即した教育機器の導入・充実に努めます。

### 2 生涯学習の充実

生涯学習は、「地域を担うひとづくり」を目指し、本町の特色であり、地域コミュニティ活動の拠点である地域公民館との連携をより強化し、生涯の各時期に応じた社会教育活動を積極的に展開いたします。さらに高度化する町民の学習ニーズに対応するため、生涯にわたる多様な「学び」を提供し、家庭や地域の教育力の向上と心身と

もに豊かさを育む生涯学習社会の構築を目指します。

また、近年の青少年を取り巻く環境の悪化に対応するため、家庭、学校、地域、機関・団体などが相互に連携し、社会環境の改善・浄化活動に取り組むとともに自立心や社会性を育むための体験・交流活動などを通して、青少年の豊かな人間性の育成に努めます。

人権教育は、「人権尊重と福祉の町宣言」の精神を踏まえ、「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、すべての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、あらゆる教育の場到人権に関する学習機会を提供し、教育・啓発活動を推進します。

#### (1) 生涯学習の推進

町民誰もが自主性、創造性を発揮する主体的な学習活動の充実を図るとともに、地域公民館や団体などと協働・連携した事業や研修などを通して地域に根ざした活動を展開します。

また、団体・サークルなどの自主活動の支援や社会教育指導者の育成・活用などに取り組み、町民自らが学んだ成果を適切に活かすことにより、地域の活性化や町づくりに寄与できる生涯学習を推進します。

#### (2) 青少年健全育成の推進

関係機関や青少年関係団体と連携を強化し、非行防止啓発活動や環境浄化活動を推進します。

また、青少年の社会体験・自然体験などの機会の充実を図り、青少年リーダーの育成と活動機会の提供に努め、青少年の主体的な地域活動・社会参加活動を促進します。

#### (3) 人権教育の推進

異なる世代・価値観を持つ町民が、生涯にわたって様々な人権課題について学習できる機会の提供に努めます。

また、地域住民の相互理解と地域社会への参加を一層促進するために、地域での交流活動事業や人権学習会の充実を図ります。

### 3 スポーツ・文化の振興

スポーツ振興は、スポーツ都市宣言に基づき「町民皆スポーツ」のスローガンのもと、急速に進む今日の高齢社会において、スポーツが「健康づくり」ととどまらず、「生きがい」としての意義を高めていることから、高齢者のためのスポーツについて再考し、その振興、充実に努めて、スポーツを通じた、明るく豊かで健全な地域社会の創造を目指します。また、長い歴史ある事業について、見直しや改善・改革を図ります。

文化振興は、「文化都市宣言」の趣旨を踏まえ、あらゆる機関や団体との緊密な連携のもと、町民が芸術文化に直接ふれあう機会をより多く提供するため、新たな事業

の開催や調査研究を積極的にすすめ、事業展開の拠点となる文化施設等についても、利用者の便宜に配慮した、環境整備を推進します。

また、地域の風土に根ざした、郷土に伝わる貴重な文化財について、町の将来を担う子どもたちに歴史や意義を正しく伝え、かけがえのない地域の文化財が将来にわたって確実に保護・伝承されるよう、文化財に係るさまざまな事業を実施するなかで、文化財保護意識の高揚と、郷土愛の醸成に努めます。

#### （１）スポーツの振興

国を挙げてのビックイベントであるオリンピックの開催を控える中で、地方からもその機運を盛り上げるとともに、歴史ある「東毛地区中学校競技大会」や「町民体育祭」、各種のスポーツ大会や教室等を通じて、将来を担う子どもたちをはじめ、地域住民の健康づくりや生きがいづくりに繋がる「町民皆スポーツ」の実践を目指します。

#### （２）文化の振興

各種文化団体等への支援と連携を図り、芸術文化に係る積極的な情報発信を行います。また芸術や文化活動の拠点となる文化むら等の施設整備を行い、来館者の快適な利用環境の整備に努めます。

#### （３）文化財の保存と活用

埋蔵文化財発掘調査報告書をはじめ、本町に係る歴史資料の充実・整備を図るとともに、無形文化財の保護・伝承、また各種の文化財に係る説明会や展示会等の公開活動や情報提供を通じ、町民の文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成に努めます。